

本部港クルーズ船受入体制構築・支援業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する「本部港クルーズ船受入体制構築・支援業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「本部港クルーズ船受入体制構築・支援業務」とする。

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、沖縄県北部地域とする。

※参考 沖縄県北部地域（やんばる）＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月31日とする。

(業務の目的)

第5条 本部港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」に選定され、令和4年11月には22万トン級の大型クルーズ船対応の専用岸壁が供用開始された。コロナ禍でクルーズ船の運航は休止していたが、令和6年度より徐々に運航を再開している。沖縄県北部地域は、沖縄美ら海水族館や世界自然遺産、ジャングリア沖縄などの観光資源が豊富であり、多くのクルーズ船寄港による経済効果が期待される一方、二次交通の手配や、外国語対応スタッフの配置、フリー客対応など受入体制の整備が課題となっている。

本業務では、クルーズ船寄港時の本部港における二次交通手配や外国語対応、観光案内、特産品販売、出迎え・見送り時のアトラクションなどを実施することでクルーズ船客、船社の満足度向上を図る。併せて、滞在中のクルーズ船客の動向やニーズを調査し、北部地域内の周遊促進施策を検討することで観光消費額向上を図ることを目的とする。

(上位関連計画、法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）

- (3) 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年 5 月策定）
- (4) 第 6 次沖縄県観光振興基本計画（令和 4 年 7 月策定）
- (5) 沖縄県 本部港 国際旅客船拠点形成計画（平成 30 年 1 月策定）
- (6) 北部地域振興戦略（令和 3 年 10 月策定）
- (7) やんばる観光地域づくり戦略（令和 7 年 3 月策定）
- (8) 本部港周辺地域魅力向上調査事業 報告書（令和元年度）
- (9) その他関連計画及び関係法令等

（書類の提出）

第 7 条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、業務執行体制表
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

（協議及び協議解決）

第 8 条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、協議簿作成のうえ甲乙協議するものとする。

（業務計画）

第 9 条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

（成果品の検査）

第 10 条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

（乙の責務）

第 11 条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第 5 条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (5) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。なお、対象船舶および対象業務は以下の通りとする。

No	入港日時	出港日時	船名	総トン数 (GT)	対象業務
1	2025/11/23(日)07:30	2025/11/24(月)18:30	にっぽん丸	22,472	(4)
2	2025/11/25(火)07:00	2025/11/26(水)23:00	CORAL GEOGRAPHER	5,602	(4)
3	2026/3/3(火)21:45	2026/3/4(水)21:30	LE JACQUES CARTIER	9,988	(3)～(6)
4	2026/3/10(火)10:00	2026/3/10(火)21:00	飛鳥3	52,200	(3)～(6)
5	2026/3/20(金)08:00	2026/3/21(土)06:00	AMADEA	29,008	(3)～(6)

(1) クルーズ船受入時の全体像及び課題の把握

「本部港クルーズ促進協議会」や地域事業者（飲食店舗・物販店舗 等）へ、これまで本部港にクルーズ船が寄港した際の対応状況や受入体制、課題等をヒアリングし、課題に対する対応策を講じること。また、沖縄県港湾課、沖縄県観光振興課、（一財）沖縄観光コンベンションビューローと1回以上の意見交換を行い、県内他寄港地における対応状況の把握や課題を認識し、本部港クルーズ船寄港時における対応の参考とすること。

(2) 関係機関との関係構築および受入事前調整

クルーズ船受入に必要な事業者と関係を構築し、受入に係る事前調整を行うこと

- 1) 各市町村観光協会と連携して北部地域の観光素材（パンフレット、ガイドマップ、ポスター、映像 等）を収集すること。
- 2) 交通事業者と連携し、フリー客による近隣および北部地域の周遊を円滑に実施するため、運転手の確保を図ること。車種・台数については寄港の都度、甲と調整するものとする。
- 3) 観光案内や港での誘導案内、特産品販売等を行うボランティアスタッフおよび外国船籍が入港する際には、通訳ガイドを募集・決定し、集合場所及び時間の指定、配置、役割について連絡調整を行うこと。必要人員、対応言語については寄港の都度、甲と調整するものとする。
- 4) 出迎え・見送り時のアトラクション実施に関する調整を行うこと。なお、アトラクシ

ョンについては、寄港・出港時間を考慮のうえ、甲と調整して実施について判断する。

- 5) 初寄港の船社に対しては、船舶代理店を通して歓迎セレモニー開催の意向を船社へ伝えるなど調整を行うこと。セレモニーは歓迎挨拶や記念品、花束贈呈など。
- 6) 本部港クルーズ促進協議会ならびに北部地域の観光協会、商工会へ寄港に関する情報を共有すること。

(3) クルーズ船受入に関する対応

- 1) 寄港の都度、船舶代理店から寄港するクルーズ船の情報を取得のうえ、1回以上の受入会議（仮称）を開催し関係者へ以下を共有すること。
 - ① 船社の情報（入港日時、船名、総トン数、運航経路、オプションツアーの有無 等）
 - ② 全体タイムスケジュール
 - ③ 動員配置計画、役割分担、緊急連絡体制図
 - ④ その他必要事項
- 2) 業務場所は原則として本部港とする。
- 3) 臨時観光案内所（通訳ガイド・ボランティアスタッフの待機場所含む）を設置し、北部地域の観光案内を行うこと。
- 4) 北部地域の特産品を販売するブースの設置・運営に関すること。また地域特産品の無料提供を行うこと。
- 5) 出迎え・見送り時のアトラクションの運営に関すること。
- 6) 初寄港の船社に対して、歓迎挨拶や記念品、花束贈呈など歓迎セレモニーを催すこと。
- 7) 3)～6)の人員が収容可能なテントを設置すること。
- 8) フリー客に対し、近隣および北部地域を周遊する交通手段を企画し提供すること。
- 9) 通訳ガイド・ボランティアスタッフの人員配置、管理に関すること。
- 10) 寄港する客船の国籍に合わせて、多言語での案内表示を行うこと（観光案内所、特産品販売所、シャトルバス乗り場 等）。
- 11) 寄港の都度、統括責任者1名、統括責任者以外の運営管理者1名以上を配置すること。
- 12) 受入にあたって、甲、乙双方が協力し円滑な運営を心掛けること。
- 13) 各寄港受入完了後は、次の事項を記載した実施報告書を提出すること。
 - ① 状況写真（会場の設営・撤去等に係る状況写真を含む）
 - ② 業務において作成した資料等一式
 - ③ その他報告事項

(4) クルーズ船客のニーズおよび行動調査

下船人数を調査のうえ、寄港するクルーズ船客を対象に北部地域に求めるニーズや就航期間中の観光行動、満足度についてアンケート調査・分析を行うこと。また、沖縄県等が実施するアンケート調査に協力すること。

(5) クルーズ船受入時の経済波及効果の算定

クルーズ船寄港に伴う、交通費、食事、ショッピング、土産等直接効果および間接効果

を試算し、北部地域への経済波及効果を算定すること。

(6) 消費拡大に向けた商品開発

北部地域内の各エリアでの消費額を高めるため、各地域への周遊促進ルートの開発や地域事業者と連携した北部地域の特色あるプログラム開発について検討すること。

(7) 受入体制整備

持続可能な受入体制構築に向けて、次年度以降のスムーズな事業運営が実施できるよう対応マニュアルを整備すること。

(留意事項)

第 13 条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第 12 条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

第 3 章 成果品

(納入成果品)

第 14 条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書50部(冊子を想定。北部12市町村、関係機関への配布)
- (2) 対応マニュアル5部
- (3) 上記成果物に係る電子媒体(PDF及びWord形式)
- (4) 打合せ記録簿、経費明細書
- (5) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第 15 条 契約期間内に、第 14 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第 4 章 その他

(その他留意事項)

第 16 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む)は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有

する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。